

甲州市チャレンジショップ出店者応募要領

(趣旨)

甲州市中心市街地商店街の活性化のため、チャレンジショップ（甲州市塩山上於曾 1106 番地）において、将来的に市域内中心市街地などで事業を始めようとする方を支援するものとする。

出店者には、初期投資を抑えた施設で事業を試す機会を提供し、毎月専門家による指導を受けられるようにする等、事業開始に向け本格的なサポートを実施する。

(募集内容)

○チャレンジショップ

- ・所在地 甲州市塩山上於曾 1106 番地
- ・区画数 2 区画（1 区画約 20 ㎡）※同一店舗内（店舗出入口は共通）（別図）
- ・営業開始可能日 令和 7 年 1 0 月 1 日（日）
- ・使用料 月 10,000 円/区画および光熱水費（電気及び上下水道料）
- ・設備及び什器等

電気：100V、2 口 2 か所（共同利用）

水道設備：トイレ、洗面台（共同利用）

エアコン：設置されているもの

机・椅子 1 セット

飾り棚 1 セット

ローパーテーション（共同利用）

W i F i 環境（パスワード有）

※上記設備以外のものは出店者負担となります。また、設備の持込みについては、事前に市への申請承認が必要です。

例：各店舗の飾り等の内装、商品陳列ケース、金庫等の備品など

(応募要件)

○応募対象者

チャレンジショップ終了後に甲州市の中心市街地などで創業を目指す個人及びグループ・法人で以下の条件を全て満たす者であること。

- ・対象業種は、小売業及びサービス業とします。
- ・18 歳以上の方。
- ・将来、甲州市内で事業を始めたいと考えている方、または創業してから 5 年未満の方。
- ・現在業種・業態の転換を図ろうと考えている方、（※第二創業）

（※第二創業＝既に事業を営んでいる中小企業・小規模事業者において、先代から引き継いだ事業の業務転換や、これまでとは別の分野に進出すること。）

※市外在住でも応募は可能。

※地域住民グループ及び団体での申し込みも可能。

※サテライトショップの応募も可能。

(使用期間)

令和5年度チャレンジショップ開始日以降、6か月間以上12か月未満とし、その後、更新することができるが、最長で出店から2年間を限度とします。また、使用期間は、1か月単位とします。

(営業可能日)

通年とします。ただし、年末年始等、管理者の都合により、使用ができない期間が発生する場合があります。

※原則として、1日4時間以上かつ週4日以上営業していただきます。

(営業可能時間)

原則として、8時～19時までの営業可能時間（開店準備、片付を含む。）とします。

(営業日および営業時間の報告)

使用者が、上記営業可能日及び営業可能時間内にて設定し、申込書等に記入していただきます。

(営業状況の報告等)

チャレンジショップ使用者は、経営状況を市へ報告していただきます。また、随時、経営について、市の調査にご協力いただくこととなります。

(備品の持込み等の制限)

市で設置する設備以外の持込等を行う場合は、事前に市への申請を行い、承認を得る必要があります。

(市のイベント等への協力)

市で行われるイベント等へは、積極的に参加・協力していただくようお願いします。

(その他)

- ・許認可が必要な業種・事項は出店までに事業者自身が取得してください。
- ・出店者は市と定期建物賃貸借契約書を取り交わします。
- ・出店後は、経営実態の把握や、経営指導のため、収益等の経営状況を毎月報告してください。
- ・法令・公序良俗に反する事業、政治性又は宗教性のある事業の出店はできません。
- ・危険物の販売はできません。
- ・施設全体の景観に関する視点（デザインコントロール）から、看板の設置や掲示にあたって制限する場合があります。
- ・出店に係る自身の駐車場は、1台準備します。
- ・その他、市および運営当局の意向にそぐわない行為をした場合、又は不具合を生じさせた場合、契約期間中であっても退去を求めることがあります。

(応募書類)

甲州市チャレンジショップ出店申込書

甲州市チャレンジショップ事業計画書

居住市町村の住民票、申込者が法人の場合は、定款及び登記事項証明書

居住市町村の市税等完納証明書

第2次応募スケジュール

受付期間 令和7年7月1日から令和7年8月8日まで

書類選考 令和7年8月12日から令和7年8月22日まで

面接選考 令和7年8月25日から令和7年9月5日まで

決定見込 令和7年9月8日から令和7年9月16日まで

(応募方法・選考方法)

応募書類は、受付期間中に甲州市役所観光商工課あるいは甲州市商工会に提出してください。

書類審査選考に合格したものと面談の上、希望区画と業種構成を鑑み、区画を決定します。

また、選定者が多数の場合には、出店の期間や区画についてご希望に添えない場合があります。

お問合せ・お申込

甲州市役所 観光商工課 ワイン・商工振興担当

409-1316 山梨県甲州市塩山上於曾 1085-1

電話 0553-32-2111 (内線: 2331) FAX0553-32-5174

E-mail:kanko@city.koshu.lg.jp

お申込

甲州市商工会

404-0042 山梨県甲州市塩山上於曾 1154 番地

電話 0553-33-2236 FAX0553-33-2795